

久留米市民間建築物 ZEB 化サポート事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新築及び既存建築物の改修を計画する者に対し、ZEB プランナーへの委託費用の一部を補助することにより、民間建築物の ZEB 化を推進し、久留米市環境基本計画に掲げた、めざす環境像である「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」の実現に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 久留米市民間建築物 ZEB 化サポート事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) (以下、「ZEB」という。)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とし、経済産業省「平成30年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年3月）」における「(参考資料6) ZEB の定義と評価基準」の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready 又は ZEB Oriented の要件を満たし、BELS を取得する建築物をいう。

(2) ZEB プランナー

「ZEB 設計ガイドライン」や「ZEB や省エネ建築物を設計するための技術や設計知見」を活用して、業務支援（建築設計、設備設計、設計施工、省エネ設計、コンサルティング等）を行い、その活動を公表する事業者であって、(一社)環境共創イニシアチブに登録、公表されている者をいう。

(3) 建築主等

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第四号に規定する者をいう。

(4) BELS

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる建築主等（以下「補助対象者」）は、次の各号のいずれの要件をすべて満たす者とする。

(1) 市内で ZEB の新築又は ZEB 化改修を検討していること

(2) 市税を滞納していないこと

(3) 久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

（補助対象施設）

第5条 補助金の交付対象となる施設は、BELS評価にてZEBの表示が可能な非住宅建築物とする。

（補助対象事業）

第6条 補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助対象施設のZEB化を検討するにあたり必要となる委託経費をZEBプランナーに支払う事業であって、次の各号に該当する事業をいう。

- (1) 補助対象施設の新築ZEB化相談事業
- (2) 既存補助対象施設のZEB化改修相談事業

（補助金の額等）

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、上限額及び事業内容は、別表1に定めるところによる。ただし、補助対象経費は、補助事業に必要なかつ相当と認められるものであって、原則として第8条の交付申請の受付日の属する年度の3月31日（3月31日が市の休日の場合はその直前の休日でない日）までに事業が完了した経費に限る。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類により交付の申請をするものとする。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
- (3) 役員等調書及び照会承諾書（第3号様式）
- (4) 市税の滞納なし証明書
- (5) 法人等の登記事項証明書
- (6) 経費算出の根拠となる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、すみやかに審査し、規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定し、申請者に対し規則第7条の規定に基づく通知を行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第9条の通知を受けた日の属する年度の3月31日（3月31日が市の休日の場合はその直前の休日でない日）までに、以下の書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（第4号様式）
- (2) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

（報告）

第11条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

- (1) 久留米市の行う ZEB の普及啓発での事例紹介
- (2) 対象建築物の建設に係るイニシャルコストの概要についてのヒアリング
- (3) 対象建築物のエネルギー使用状況等に関するアンケート調査
- (4) その他市長が協力依頼する事項

2 補助事業者は、前項の求めがあったときは、それに協力するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表1（補助対象経費、補助率、上限額、事業内容）

補助対象経費	補助率	補助上限額	事業内容
委託費	3 / 4	6万円	・ZEB化の相談に係る費用 （基礎調査費用、計画策定費用、省エネ計算に要する費用、基本設計、実施設計等）

備考

- 1 対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない
- 2 補助対象事業の完了期限までに支払いが確認できたものに限る。
- 3 この表に基づき算出された補助金の合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。